

平成23年2月号

e~ろうむ.net
(い い 労 務)

連絡先: 〒160-0023

東京都新宿区西新宿1-5-11新宿三葉ビル7F
社会保険労務士事務所NKサポート

電話: 03-5322-4505 FAX: 03-5322-4503

e-mail: info@e-606.net

4月から中小企業にも義務化される「一般事業主行動計画」

◆中小企業による策定・届出は約1割

労働者の「ワーク・ライフ・バランス」の重要性が叫ばれている中、厚生労働省では、次世代育成支援対策推進法(平成15年7月に成立・公布)に基づく「一般事業主行動計画」を策定・届出を行っている中小企業が10.9%(3,901社)であるとする調査結果を発表しました。

◆「一般事業主行動計画」とは?

この「一般事業主行動計画」は、企業が、雇用環境の整備や子育てを行っていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたり、(1)計画期間、(2)目標、(3)その達成のための対策と実施時期について定めるものです。

現在は従業員数301人以上の大企業にのみ策定・届出が義務付けられていますが、今年4月以降は、現在は策定・届出が努力義務とされている従業員数101人以上の企業にも策定が義務付けられることとなります。

◆「ワーク・ライフ・バランス」に関する満足度

なお、株式会社インテリジェンスのアンケート調査(25~34歳のビジネスパーソン1,000人対象)によれば、「ワーク・ライフ・バランスが取れている」と回答した人は全体の55.1%であり、年収別では「600万円以上」で62.6%だったのに対し、「300万円未満」では45.2%でした。年収の低い人ほど厳しい環境に置かれているようです。

労働者のモチベーションをアップさせるためにも、今後さらに「ワーク・ライフ・バランス」への取組みが重要になってくるものと思われます。

「成長分野等人材育成支援事業奨励金」の創設

◆新しい助成金制度

厚生労働省から、「成長分野等人材育成支援事業奨励金」の創設が発表されました。

この助成金は、健康分野、環境分野、これに関連するものづくり分野において、期間の定めのない労働者を雇い入れ、または他の分野から配置転換した労働者を対象に職業訓練計画を作成し、Off-JTを実施した事業主に、訓練費用の助成を行うというものです。対象者1人当たり20万円

(中小企業が大学院を利用した場合には、50万円)を上限として支給されます。

◆対象となる分野

支給対象となるのは、林業、建設業、製造業、電気業、情報通信業、運輸業・郵便業、学術・開発研究機関などで健康や環境分野に関する業務(建築、製品の製造・取引、技術開発など)を行っているもの、スポーツ施設提供業(フィットネスクラブ等)、スポーツ・健康教授業(スイミングスクール等)、医療・福祉、廃棄物処理業、その他(エコファンド等)に該当する分野です。

◆支給対象事業主の要件

この制度では、(1)職業訓練計画を作成し認定を受けるとき、(2)職業訓練計画に基づいて訓練を実施後、支給申請するときの計2回、要件の確認が行われます。

職業訓練計画の認定を受けるときは、(1)健康、環境分野および関連するものづくり分野の事業を行っていること、(2)一定の要件を満たした職業訓練計画を作成していること、(3)他、雇用保険の適用事業主であることや、職業能力開発推進者を選任し、都道府県職業能力開発協会

に選任調書を提出していることの確認があります。

また、支給申請時には、(1)受給資格認定を受けた職業訓練計画に基づいて訓練を実施したこと、(2)受給資格認定申請書の提出日の前日から起算して6カ月前の日から支給申請書の提出日までの間に雇用保険被保険者を事業主都合で解雇していないこと等の確認があります。

□■ 最近の動き

□■□■□■□■□■

●企業の倒産件数が2年連続で減少(1月14日)

2010年負債総額1,000万円以上の企業の倒産件数が1万3,321件(前年比13.9%減)となり、2年連続で減少したことが東京商工リサーチの調査で明らかになった。「中小企業金融円滑化法」の効果があらわれとみられる。

●「診断書なくても障害基礎年金支給」神戸地裁判決(1月13日)

医師の診断書がないことによる障害基礎年金の不支給は不当であるとして、聴覚障害者がこの決定の取消しを求めていた訴訟で、神戸地裁は、「合理的な資料があれば認定は可能」と

し、原告の請求を認容する判決を下した。

●登録型派遣事業所数が1年で12%減少(1月16日)

厚生労働省は、登録型派遣を行う事業所の数が2010年12月時点で2万2,472カ所となったと発表した。常用型派遣の事業所数は6万130カ所(同3%増加)となった。

●協会けんぽ2011年度保険料率は全国平均9.50%(2月1日)

全国健康保険協会が2011年度協会けんぽの保険料率(労使折半)を、全国平均で9.50%(前年度比0.16ポイント上昇)とすることが明らかになった。

●雇用保険の保険料率は1.2%に据置き(2月2日)

厚生労働省は、2011年度における雇用保険の保険料率(労使折半。2事業分は除く)を前年と同じ1.2%に据え置くことを明らかにした。

2月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

15日

○所得税の確定申告受付開始<3月15日まで>

[税務署]

28日

○固定資産税<都市計画税>の納付<第4期分>

[郵便局または銀行]

○法人税の申告<決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等について>

[税務署]

○じん肺健康管理実施状況報告の提出

[労働基準監督署]

○健保・厚生保険料の納付

[郵便局または銀行]

○労働保険印紙保険料

納付・納付計器使用状況

報告書の提出[公共職業

安定所]

当事務所より一言

健康や、環境分野における人材育成に力を入れる企業に対する助成金が創設されます。

当事務所においては各種助成金の代行を承っていますが、とりわけ、近年の中小企業経営のテーマともいえる雇用問題、人材の高齢化等に対応した助成金に関するお問い合わせが多くなっています。

社会的問題や成長分野への取組みを積極的に行い、国からの補助も有効活用しながら企業の発展につなげていくことも、重要な施策の一つと言えるでしょう。